

「企業課題解決型DX人材育成事業」業務委託 企画提案仕様書

1 委託事業名

企業課題解決型DX人材育成事業

2 目的

生産性向上や人手不足の解消の観点からデジタル化は有効である一方、デジタル人材の不足は中小企業にとって喫緊の課題となっている。

そこで、県では、次世代を担う若者に対し、県内企業や県・市町村等が抱える課題の解決等を通じて、実践的な経験を積みながら課題解決のノウハウを学ぶ取組を実施し、地域で活躍するDX人材として育成することを目指している。

このため、県内中小企業が抱える実際の課題解決を図るとともに、大学生等を育成することを目的に、本業務を実施する。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月15日（月）まで

4 委託料の上限額

10,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

5 委託業務の内容

本業務は、以下の業務及びこれらに付随する業務とし、高い効果が得られるよう十分な検討を行った上で、企画実施すること。

（1）研修参加者の募集・選考等

ア 研修参加者の募集

- ・対象は、県内の大学・キャンパス等に在学する学生とする。
- ・募集は公募形式とすること。
- ・広報や申込受付の実施方法について提案すること。

イ 研修参加者の決定

研修参加者の決定は選考により行うものとする。選考にあたっては、意欲や適性などの観点から総合的に判断するものとし、そのための審査基準及び審査方法を提案すること。

ウ 研修参加者の人数

10人程度

エ 研修参加者の管理

参加申込への対応や、参加者の管理及び参加者への連絡を行うこと。

(2) 研修の実施

大学生等の育成を通じてデジタル人材の確保を進めるため、県内中小企業が抱える実際の課題（例：製品のPRや人材募集などにつながる企業ホームページや動画の作成、SNSを活用した効果的な情報発信方法の検討等）をテーマとして、研修参加者に対し、課題の探求から、デジタル技術を活用した課題解決策の検討、課題解決に資するデジタルコンテンツの試作まで、デジタルスキルの習得を一体的に行う研修を実施すること。

なお、本研修で取り扱う課題は、県内に本社又は事業所を有する中小企業が抱える実際の課題3件程度とする。課題を提供する企業（以下、「課題提供企業」という。）については、県が実施する「中小企業デジタル技術活用支援事業」のうち「デジタル化伴走支援事業」を通じて把握された課題を有する企業の中から、受託者と協議の上、県が選定するものとする。

ア 実施回数・時間数

研修の実施回数は3回以上とし、1回あたりの時間は任意とする。ただし、合計24時間程度を確保すること。なお、予算の範囲内において実施時間数を増やすことは差し支えない。

イ 開催時期

研修参加者が大学生等であることを踏まえ、学事日程（授業期間・試験期間・長期休暇等）を考慮し、参加しやすい時期に研修を設定すること。

ウ 実施形式

研修は対面形式で最低3回実施するものとする。なお、3回を超えて実施する部分については、オンライン形式で実施しても差し支えない。

エ 会場

研修参加者が参加しやすいよう配慮し、適切な会場を選定のうえ、確保・手配すること。

オ 参加者への支援

研修参加者が円滑に学習・実践に取り組み、企業の課題解決が図れるよう、必要な指導・助言、進捗管理、技術的支援等を行うこと。

カ 研修の内容

本研修で県が想定する研修内容は以下のとおりであるが、提案を踏まえ、県及び受託者の協議の上、決定する。

○課題解決に向けたノウハウの習得

○県内中小企業が抱える実際の課題をテーマとした学習・実践

- ・課題の探求（課題の把握・分析）に資する企業へのインタビューの実施
- ・デジタル技術を活用した課題解決策の検討
- ・課題解決に資するデジタルコンテンツ（例：企業ホームページ、企業PR動画、SNS向け発信素材等）の試作

○制作したデジタルコンテンツ（試作品）を課題提供企業に提示し、研修全体の振り返りを行う成果報告会の実施

（3）アンケート調査及び事業評価の実施

研修参加者及び課題提供企業に対し、アンケート調査や事後のヒアリングを実施し、研修に対する感想等を把握する。得られた結果については集計・分析を行い、事業内容の評価に資するものとする。なお、アンケート項目については、県と協議の上、決定するものとする。

（4）課題提供企業へのフォローアップ

研修参加者が制作したデジタルコンテンツについて、課題提供企業への導入にあたっては、県と協議の上、適切に対応するものとする。

6 成果物の提出

受託者は、本業務が完了したときは、委託業務の事業内容及び成果が分かる実績報告書（様式任意）を提出することとする。なお、実績報告書には、研修参加者及び課題提供企業に対して実施したアンケート調査や事後ヒアリングの結果を集計・分析した内容を含めるものとする。

提出先 千葉県商工労働部産業振興課

提出期限 令和9年3月15日（月）

提出方法 電子データにより提出することとし、提出方法の詳細については、県及び受託者の協議による。

7 その他

（1）委託業務実施計画書の提出

本業務の受託者は、本業務委託契約の締結後直ちに、提案した企画書を基に県と協議の上、委託業務実施計画書を作成し、その承認を受けなければならず、本業務の実施に際し遵守しなければならない。

なお、県の承認を受けた委託業務実施計画書を変更しようとする場合は、変更箇所を明示した委託業務実施計画書（改訂版）を提出し、その承認を受けなければならない。

（2）業務実施体制

本業務を円滑に実施するため、本業務を統括する責任者を1名配置するものとする。あわせて、本事業は企業の課題解決に資するデジタル技術に関する専門的な知識や経験を必要とすることから、十分な知見を有する者が業務内容に掲げる実務を担当するものとする。

（3）成果物の瑕疵

成果物に瑕疵があり、不具合が生じたときは、受託者は自らの負担において、その不具合を補修しなければならない。その瑕疵についての担保期間は、成果物引き渡しの日から6か月間とする。

（4）権利・二次利用等

本業務における成果物の取扱いは、次のとおりとする。

ア 本業務の履行による成果物の所有権は、全て県に帰属するものとする。

イ 成果物が、著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規

定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合は、受託者は、当該著作物に係る受託者の著作権（同法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を、従前より受託者または第三者が保有の著作物の著作権を除き、当該著作物の引渡し時に、県に無償で譲渡するものとする（素材となる写真等の著作権について個別に協議し、県の承諾を得た場合はこの限りでない）。ただし、研修参加者が本事業で制作したデジタルコンテンツについては、研修参加者及び県の双方が不利益なく使用できるよう、具体的な考え方や手法について受託者から県へ提案し、双方協議の上で取扱いを決定するものとする。

- ウ 上記イただし書の承諾を得て、成果物を二次利用する場合は、二次利用に当たって必要な権利関係の調整等は、受託者の負担において行うものとする。
- エ 著作権法第18条及び第19条に規定する権利（公表権及び氏名表示権）について、受託者は、これを行使してはならない。ただし、あらかじめ、書面による県の同意を得た場合はこの限りでない。

（5）個人情報に関する取扱い

本業務の履行及び作成された成果品における個人情報の取扱いについては、「個人情報取扱特記事項」に定めるとおり取り扱うものとすること。

（6）再委託の禁止

原則として、本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、再委託先や再委託内容、委託理由を明記し、書面により県の承諾を得たときはこの限りはこの限りでない。

（7）履行の原則

- ア 受託者は、本業務の実施にあたり、仕様書及び関係法令等を遵守し、業務を行うものとする。
- イ 受託者は、本業務を信義、誠意をもって誠実に履行するものとする。
- ウ 受託者は、その責めに帰すべき事由により、この業務の実施に関し第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。
- エ 事故発生時等、緊急に報告を要する事項については、受託者は速やかに県に報告するものとする。
- オ 本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、県と受託者が協議のうえで決定するものとする。
- カ 本仕様書に定めのない事項については、県と受託者が協議のうえで決定するものとする。